

排水設備の新設・増設・改築（問①）

市では、適正な排水設備工事の施工を確保するために、指定工事店制度をとっており、排水設備工事は、下水道排水設備指定工事店以外は施工できません。

下水道排水設備指定工事店が設計から施工、改造工事に伴う諸手続きを、お客様に代わって行います。

水洗便所など改造資金融資あっせんおよび利子補給（問②）

公共下水道および農業集落排水の処理区域の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事、市が浄化槽区域と定める地域で浄化槽を設置する工事にかかる改造資金の融資をあっせんし、市が定める上限利率以内の利子全額を利子補給として交付します。

ただし、融資は市税等の滞納がないことが条件となっています。

融資の限度額は300万円、償還期間は84か月以内の月賦償還となります。

取扱金融機関は、福井銀行、福邦銀行、越前信用金庫、北陸銀行、福井県農業協同組合の市内にある各支店と北陸労働金庫奥越支店です。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金（問②）

市内の定められた地区で合併処理浄化槽を設置する方に補助します。補助金の額は次のとおりです。

7人槽の場合

○合併処理浄化槽設置区域（指定区域・特別区域）
88万2,000円

○公共下水道・農業集落排水の認可区域でおおむね7年以上供用開始が見込めない区域（必要区域）
44万1,000円

○くみ取り槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、くみ取り槽・単独処理浄化槽の撤去費（上限9万円）および宅内配管工事費（上限30万円）が上記補助金の額に上乗せされます

新型コロナウイルス感染症関連 水道料金・下水道使用料などの納期限延長（問②）

新型コロナウイルスによる影響で、納付が難しい方の納期限を延長します。まずはご相談ください。

すまい・環境

すまい

市営住宅・定住促進住宅の入居（問③）

◆入居者資格

市営住宅

次のすべての条件を満たしている方。

①基準の収入を超えないこと

※公営住宅法上の世帯の月額所得が15万8,000円以下であること。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯、高齢者（60歳以上）のみの世帯、障がい者の方（障がい者手帳の級が一定以上）がいる世帯、18歳未満の者が3人以上いる世帯は、公営住宅法上の世帯の月額所得が21万4,000円以下であること

②同居者がいること（一部条件付で単身入居可）

※現に同居し、または同居しようとする親族がある方。ただし、世帯を故意または不自然に分離（合併）する方の申し込みはできません

③現在、住宅に困っていること（持ち家のある方は原則として申し込みできません）

④諸税（市税など）を滞納していないこと

定住促進住宅

次のすべての条件を満たしている方。

①勝山市に定住するため住宅を必要とする者

②現在、住宅に困っていること（持ち家のあるは原則不可）

③諸税（市税など）を滞納していないこと

市営住宅・定住促進住宅 共通事項

- ・暴力団員または同居しようとする親族が暴力団員である場合は入居不可
- ・婚姻予定の方は挙式の3か月前から入居可
- ・連帯保証人が1人必要

◆入居申し込み

①市営住宅入居申込書または定住促進住宅入居申込書（営繕課にあります）

②住民票（入居者全員、本籍・続柄入り）

問①上下水道課 下水道係 ☎88-8109 問②上下水道課 庶務・管理普及係 ☎88-8109
問③営繕課 建築・住宅政策係 ☎88-8128

市営住宅・定住促進住宅の入居（問①）

- ③所得証明書（学生以外の入居者全員）
- ④納税証明書（所得のある方全員）
- ※婚約証明書（入居希望する方が婚姻の予定であるとき）
- ※身体障がい者の方や生活保護を受給されている方は、これらを証明する書類などが必要
- ※その他市が必要とする書類（申込者の状況に応じて異なる）

◆家賃

市営住宅 入居される世帯の収入、住宅の広さ、築年数、立地状況などにより異なります
定住促進住宅

階層	家賃（月額）
1階・5階	1万7,000円
2階・3階	1万9,000円
4階	1万8,000円

◆敷金

市営住宅 入居時家賃（月額）の3か月分
定住促進住宅 入居時家賃（月額）の2か月分

◆駐車場使用料

市営住宅 住宅ごとに異なります
定住促進住宅 1区画 3,140円（月額）
※ただし、12月、1月、2月の使用料は無料

◆その他

定住促進住宅は、家賃とは別に共益費（月額800円）が必要。自治会費などは、住宅ごとに異なります。

新型コロナウイルス感染症関連 市営・定住促進住宅家賃のご相談

新型コロナウイルスの影響で、収入が大幅に減少したなどの理由により、家賃のお支払いが困難になった方は、支払い猶予などについてご相談ください。

住宅等に関する助成制度（問①）

◆勝山市定住化促進事業補助金

定住人口増加を図るため、新築・中古住宅の取得やリフォームに要する費用の一部を補助。
※①～③とも上記の他に要件があります

①新築住宅取得補助（市内業者の施工に限る）

対象	・40歳以下の方 ・転入者
補助金額	・土地を親族以外から購入または賃借する場合：100万円 ・自己所有の土地や親族から土地を購入または賃借する場合：50万円

②中古住宅取得補助

対象	・40歳以下の方 ・転入者
補助金額	・住宅購入費（土地代は除く）の1/10、上限50万円 ・取得時に行うリフォーム費（市内業者に限る）の1/10、上限50万円加算 ※子育て世帯や県外からの転入者が勝山市空き家情報バンク登録住宅を購入・リフォームする場合、それぞれ2/10、上限100万円とする

③多世帯同居リフォーム

対象	・多世帯同居を開始する方 ・同居世帯数を1以上増加させる方
補助対象工事	市内業者が行う多世帯同居に必要となる工事のうち、下記のいずれかに該当する工事 ・間取りの変更に関する工事 ・バリアフリー改修工事 ・設備の改修工事（太陽光発電設備を除く） ・同居人数の増加に伴う浄化槽の入替え工事（公共下水道および農業集落排水処理区域外に限る）
補助金額	補助対象工事の1/10、上限90万円

◆木造住宅耐震診断への補助金

木造住宅の所有者が委託する、耐震診断・補強計画作成業務の診断費用の一部を補助します。

対象	市税の納付が良好である方
対象住宅	市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法による一戸建て木造住宅（併用住宅の場合は、延床面積の1/2以上が住宅の用に供されているもの）で3階建て以下のもの
補助金額	①診断（一般診断法）4万6,000円（個人負担額5,000円） ②補強プランの作成 4万6,000円（個人負担額5,000円） ※①と②は原則セットでの申込となり、1個人負担は1万円。過去に耐震診断を実施された方は、②のみの受け付け可

◆木造住宅の耐震改修に対する補助金

勝山市が実施している耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の個人所有者に対し、耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

対象	市税の納付が良好である方
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法による一戸建て木造住宅
対象工事	改修後の診断評点が改修前の診断評点を上回り、かつ次のすべてに該当する工事。 ・別に定める基準以上の耐震改修工事 ・耐震診断士*が補強計画を行ったもの ・耐震診断士が工事監理を行い、改修後の耐震性能について、工事完了後に耐震診断士の証明を受けたもの
補助金額	全体改修 一般住宅：最大120万円 (工事費の80%以内) 伝統的な古民家：最大190万円 (工事費の80%以内) 部分改修 最大30万円 (工事費の80%以内)

*県の要綱の規定により登録を受けた福井県木造住宅耐震診断士

◆吹付けアスベスト調査事業補助金

民間建築物のアスベスト使用実態を把握し、その被害を未然に防止するため、アスベスト含有の有無などに係る調査に対して補助します。

事前に相談、申請手続きなどが必要です。詳細については、お問い合わせください。

対象建築物	①市内に所在する建築物であること ②吹付け建材が施工されていること（板状の建材は対象外） ③国による他の補助金などの交付を受けていないこと
補助内容	分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用。（消費税・地方消費税額を差引いた経費。限度額は25万円/棟）

◆勝山市克雪住宅推進事業補助金補助金

①屋根融雪設備の設置費用の一部を補助

対象	対象住宅に居住するまたは工事完成後に居住を開始する個人所有者で、市税の納付が良好である方
対象工事	(熱電源式) 屋根に降った雪を熱エネルギーを利用して融雪する設備 (散水式) 井戸水を利用して融雪する屋根融雪設備（降雪センサーによる自動制御機能のあるもの）のうち、市内業者で設置されたもの
補助金額	設置に要する経費に1/6を乗じた額（上限30万円）

②屋根雪を下ろさずとも安全であることが構造計算などにより確認できる住宅に対し、一般住宅と比べて増加する工事費の一部を補助

対象	対象住宅に居住するまたは工事完成後に居住を開始する個人所有者で、市税の納付が良好である方
対象工事	建築基準法施工例第86条の規定による積雪荷重に対して、屋根雪を下ろさずとも安全であることが構造計算などにより確認できる住宅
補助金額	一律50万円

◆勝山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

がけ崩れによる災害の恐れのある危険な場所から安全な場所へ住宅の移転をする方に、移転のための費用を補助する制度です。

事前に相談、申請手続きなどが必要です。詳細については、お問い合わせください。

対象区域	①建築基準法第39条第1項または第40条に基づく条例により建築が制限される区域 ②土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」
補助内容	住宅除却費補助 1戸当たり補助限度額78万円 移転先住宅助成 金融機関から借り入れた資金の利子相当額を助成。 1戸当たり補助限度額406万円 (建物：310万円、土地：96万円) ※土地の取得を要しない場合の補助限度額310万円

(続) 住宅に関する助成制度 (問①)

◆勝山市ブロック塀等解体事業補助金

地震災害時のブロック塀等の倒壊被害の防止及び避難経路の確保のため、危険ブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助します。

対象	危険ブロック塀等の所有権を有する方
対象塀	調査の結果、危険と判断されるコンクリートブロック塀及び組積造の塀
対象工事	①市内業者が施工する80センチ以上の危険ブロック塀等の除去工事 ②①と同時に行う県産木材を使用した塀の建替え工事
補助金額	①除去工事に要する費用の2/3 (上限10万円) ②除去及び建替え工事に要する費用の2/3 (上限30万円) ※①②共、対象工事費は1メートルあたり8万円を限度とする。

◆老朽危険空き家の解体に対する補助金

防災、防犯上危険な老朽空き家の所有者に対して、解体工事に要する費用の一部を補助します。

対象者	・老朽危険空き家の所有権を有する方 ・老朽危険空き家の所有権を相続した方
対象空き家	①老朽空き家 特定空き家または、別に定める危険度の評点が100点以上の住宅 ②準老朽空き家 旧耐震基準の木造住宅で、別に定める危険度の評価点が25点以上100点未満の住宅
対象工事	市内事業者が施工する解体工事
補助金額	①解体工事に関する費用の1/3 (上限50万円) ②解体工事に関する費用の1/3 (上限30万円) ※①②とも、構造が木造以外(老朽空き家)、延べ床面積が200㎡以上等の場合は、加算あり

◆空き家適正管理促進事業補助金

空き家所有者等に対して、福井県の登録を受けた事業者が提供する管理代行サービスに要した費用の一部を補助します。

対象者	市内の空き家の所有者等で当該空き家の管理代行サービスを利用する人
-----	----------------------------------

対象管理代行サービス	①外観調査②建物内部確認③内部換気 ④通水⑤郵便物確認⑥敷地内の草刈り ⑦空き家所有者等への報告 など
補助金額	管理代行サービス費用の1/3 (上限3万6,000円/年、最大3年間)

◆勝山市空き家情報バンク

市内空き家の有効活用を目的に、空き家の情報を募集し、空き家の購入・賃借を希望する方に情報提供します。

※市ホームページで情報提供を行い、売買などの交渉・契約には市は直接関与しません

※宅地建物取引業者ではない空き家所有者は、宅地建物取引業者に仲介を依頼する必要があります

景観・都市計画

都市景観の届出 (問②)

『勝山市景観条例』に基づき、届出・手続きの内容と配慮すべき基準(景観形成基準)を定めています。

このため、都市景観の形成に大きな影響をおよぼす大規模建築物(建物、工作物、広告物)などや、本町通り、平泉寺地区などの景観形成地区において一定規模の新築、増築または外観の変更について実施する場合は、事前に届出が必要です。

屋外広告物の掲示許可 (問②)

屋外広告物を掲示するには許可が必要です。

県では、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき福井県屋外広告物条例を制定しており、設置許可など事務の一部を市が行っています。

低未利用土地等の譲渡所得控除に係る確認書交付 (問②)

「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置」の要件を満たす低未利用土地等を令和4年12月31日までの間に譲渡した場合、最大100万円の控除を受けることができます。市では、この控除を受けるために必要な「低未利用土地等確認書」の交付を行います。

問①営繕課 建築・住宅政策係、空き家対策係 ☎88-8128
問②建設課 都市施設整備係 ☎88-8107

国土利用計画法に基づく土地取引にかかる届出 (問②)

一定面積以上の土地取引を行ったときは、国土利用計画法に基づく届出を契約締結日を含めて2週間以内に行う必要があります。利用目的の審査が行われます。届出が必要となる土地取引面積は、次のとおりです。

都市計画区域	5,000㎡以上
都市計画区域外の区域	10,000㎡以上

勝山市立地適正化計画に係る届出 (問②)

都市再生特別措置法第108条第1項に基づき、「都市機能誘導区域」外で誘導施設（病院、診療所、歯科診療所、高齢者福祉施設、一部の大規模小売店舗など）を整備する場合や、「都市機能誘導区域」内の誘導施設を休廃止する場合、「居住誘導区域」外での一定規模以上の住宅を整備する場合は行為を着手する日の30日前までに市へ届出が必要になります。

都市公園 (問③)

勝山市において管理している都市公園等は以下のとおりです。

公園名	公園名
後町公園	新保第1公園
北部第1公園	新保第2公園
北部第2公園	毛屋公園
北部第3公園	猪野公園
北部第4公園	勝山駅西公園
南部第1公園 (ロケット公園)	中央公園
南部第2公園 (交通公園)	滝波公園 (お城公園)
南部第3公園 (カタツムリ公園)	荒土公園
南部第4公園 (きのこ公園)	あさひ公園

立川第1公園	長山公園
立川第2公園 (カブトムシ公園)	長尾山総合公園 (かつやま恐竜の森)
昭和町公園 (牡丹公園)	弁天緑地
刀清水公園	中島緑地
元町第2公園	元禄公園 (くじら公園)
片瀬第1公園	大清水公園
片瀬第2公園	大清水緑地
栄町公園	

勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金制度 (問②)

歴史的まちなみや伝統行事が色濃く残る本町通りと、国史跡指定を受けている平泉寺町平泉寺の伝統的民家やその他の市内各地における歴史的建造物の景観保全を目的とし、地域の方の理解と協力をいただき「歴史的まちなみ景観創出事業補助金制度」を進めています。

建物の外観や広告物、工作物などを伝統的工法やこれに準じたもので、景観に配慮し、創意工夫を行ったものに補助金を交付するものです。

補助の対象となる区域は、市内全域ですが、区域によって補助対象物件および補助限度額が異なります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください

環境・衛生

愛犬の登録・登録変更 (問④)

愛犬を飼った場合は、市町村へ届け出て登録しなければなりません。(狂犬病予防法第4条)

登録の際に明記する事項

- ①所有者の氏名および住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名。以下同じ）、連絡先電話番号
- ②愛犬の所在地
- ③愛犬の種類
- ④愛犬の生年月日
- ⑤愛犬の毛色
- ⑥愛犬の性別
- ⑦愛犬の名
- ⑧その他の特徴

問②建設課 都市施設整備係 ☎88-8107 問③建設課 公園係 ☎88-8107
問④市民課 生活環境係 ☎88-8104

(続) 愛犬の登録・登録変更 (問①)

を明記しなければなりません。

登録手数料 3,000円/頭

愛犬登録に変更事項があるときは、市民課の生活環境係までご連絡ください。

- 例) ・愛犬が死亡したとき
・飼い主の住所や所有者が変わったとき
・鑑札や狂犬病予防注射済票を紛失したとき

狂犬病予防注射 (問①)

生後90日を経過した愛犬は、毎年1回狂犬病予防注射を受け、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けなければなりません。

犬の所有者は、勝山市および福井県獣医師会では実施する集合注射、もしくは動物病院で必ず注射を受け、注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防注射料金 2,750円/頭

※動物病院によって一部注射料金が異なることがあります

狂犬病予防注射済票発行手数料 550円/頭

不法投棄110番 (問①)

不法投棄物や不法投棄の行為者を発見した際にご連絡ください。

※土・日・祝日および夜間は勝山警察署へご連絡ください (☎88-0110)

ごみの分別 (問①)

◆ごみカレンダー

ごみの収集日は、ごみカレンダーでご確認ください。ごみカレンダーは、各まちづくり会館、コミュニティセンター、市民課でお渡しします。(無料)

◆リサイクル

家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)を廃棄する場合、家電リサイクル法により適正な処理を行う必要があります。

また、家庭用パソコンを廃棄する際にも、適正に処理してください。

道路上の動物の死体処理 (問①)

市内の道路上で動物の死体を発見した場合は、その道路の管理者へ連絡をお願いします。

道路管理者の連絡先は次のとおりです。

なお、私有地や私道上の動物の死体は、土地の管理者の責任で処理をお願いします。

中部縦貫自動車道	嶺北国道維持出張所 ☎0776-63-7200
国道・県道	奥越土木事務所 管理用地課 ☎66-8131
市道	市民課 生活環境係 ☎88-8104

環境・衛生に関する助成制度 (問①)

◆一般廃棄物集積場施設整備費補助金

1件5万円を超える一般廃棄物集積場を整備する地区に対し補助します。補助金の額は整備費から5万円を差し引いた額で限度額は5万円です。

◆古紙等再資源化促進補助金

市内の団体などが古紙など(新聞紙、雑誌、ダンボール)の集団回収を実施した場合に補助。

補助金額	回収団体	5円/kg
	回収業者	2円/kg

◆一般廃棄物処理手数料の減免

天災など特別の理由により一般廃棄物を処理する必要が生じた場合には、処理手数料が減額または免除されます。

◆スズメバチ駆除補助金

市民に危害をおよぼすおそれのあるスズメバチの営巣の駆除費へ補助をします。

対象	市内に住所を持ち、市内で土地・家屋を管理・所有する個人または自治会
補助金額	駆除費用の1/2以内(限度額5,000円)

◆勝山市エコ環境事業補助金

生ごみ処理機などの購入および植栽活動に取り組む団体に花の苗などの購入に対し補助します。

補助金額	①生ごみ処理機 購入額の1/4以内(限度額2万円)
	②生ごみ処理堆肥化容器 購入額の1/2以内(限度額3,000円)
	③花の苗など(*) 限度額2万円(年2回まで)

*4月～9月、10月～3月の期間内の申請に対し、それぞれ1回ずつ

※花の苗などの補助金は「かつやまをきれいにする運動」の宣言団体が対象

問①市民課 生活環境係 ☎88-8104

公共施設の維持補修に関する助成制度(問②)

◆市道などに関する原材料の支給

支給要件	市道や生活用水路、公園などの公共施設の維持補修を地区の皆さんで行う場合に、必要な材料を支給(費用を負担)する。 限度額 1地区5万円
支給材料	生コンクリートや砂利など

◆市道等除雪活動費助成金

区などの除雪活動団体が市道または生活道路(私道)などを除雪機械で除雪する場合に、除雪活動費を助成します。

助成金の限度額は、除雪延長に応じて5,000円～2万円(雪害対策室・本部が設置された場合は2倍)です。

交通

公共交通機関に関する助成制度(問③)

◆えちぜん鉄道回数券、定期券の助成

市内に居住する方、もしくは勤務先・学校が市内にある方が、えちぜん鉄道を利用するとき、助成が受けられます。

種類	助成金額
回数券	購入費の10%
通勤定期・1か月通学定期	購入費の5%
3か月定期・6か月定期	購入費の10%

助成を受けようとする方は、えちぜん鉄道有人駅で、購入時に交付申請書を提出してください。

◆えちぜん鉄道団体利用助成

市内に居住する方で構成する10人以上の団体が、勝山駅、比島駅、発坂駅、保田駅、小舟渡駅、越前竹原駅でえちぜん鉄道に乗降する場合、助成が受けられます。

助成を受けようとする団体は、あらかじめ団体利用などのお申し込みをえちぜん鉄道へ行い、乗車券購入時に申請書を勝山駅へ提出すれば団体料金の41%が助成されます。

◆コミュニティバス運行事業

コミュニティバス(ぐるりん中部方面、ぐるりん南部方面、北郷方面、鹿谷方面、荒土方面、野向方面、北谷方面、平泉寺方面、猪野瀬方面、遅羽方面)の料金は、距離に応じて1乗車大人も子どもも100円または200円で利用しやすくなっています。

また、遠距離通学の小中学生がバスで通学しやすくする体制づくりのため、通学定期(1か月2,000円)を設定しています。

◆京福バス勝山大野線・勝山市内区間利用促進事業

市内に居住する方が、京福バス勝山・大野線の【福井勝山総合病院から下荒井までの区間】の200円を超える区間で補助券を提出すると、割引料金でご利用いただけます。補助券は市役所または各まちづくり会館で配布しています。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業

高齢者同士の交通事故や高齢者が加害者となる悲惨な交通事故の減少を目指すため、高齢者の運転免許証自主返納を推進しています。

対象者	運転免許証を自主返納した満65歳以上の勝山市民(返納日から1年以内が対象)
支援内容	市内コミュニティバスおよび京福バス勝山・大野線(市内区間の乗降に限る)の永久無料乗車券の交付
手続きの流れ	警察署等で運転免許証を返納し、「申請による運転免許の取消通知書」を受け取り、未来創造課まで持参

問②建設課 維持管理係(公園の原材料支給については公園係) ☎88-8107

問③未来創造課 地域交通係 ☎88-8114

交通災害共済（問①）

交通災害共済制度は、不測の交通事故に備えて市民が掛金を出し合い、お互いに助け合うことを目的としています。

◆共済加入について

共済掛金 500円／人

加入資格 申込時に住民票が勝山市にある方

共済期間 4月1日～翌年3月31日（途中加入の方は加入日の翌日～3月31日）

なお、加入申込者が共済期間開始前に加入の取り消しを申し出た場合、または死亡した場合は加入申込者または納入者の請求により還付します。

◆交通事故にあったら

交通事故にあった場合、必ずすぐに警察に届けて現場の調査を受けてください。

自転車などの自損事故の場合も、必ず警察に届けてください。

◆対象となる交通事故

日本国内で次の交通機関の運行に伴う接触、衝突、転落その他の事故による人の死傷。

- ①自動車、原動機付自転車、自転車、路面電車など
- ②電車、旅客機、旅客船など
- ③身体障がい者用車いす（道路上で使用中の事故）

※乳母車を押している場合や電動三輪車に乗っている場合の単独事故または歩行中の転倒などによる事故は、見舞金の対象となりませんのでご注意ください

◆災害見舞金

表5を参照。

◆見舞金の支払制限

- 自殺または故意による場合は支払われません
- 交通事故が天災などで発生した時や飲酒・無免許運転または重大な過失（著しい速度の超過など）による場合は、見舞金の全部または一部が支払われないことがあります

◆見舞金の請求期間

見舞金は災害を受けた日から2年以内に請求してください。

◆交通遺児援助一時金

共済加入者の父または母が交通事故により死亡した場合、その遺児（義務教育終了前の子）に対し、一時金として1人につき20万円が支給されます。

表5 災害見舞金

等級	死亡または障害の程度	共済見舞金
1等級	死亡	100万円
2-1等級	自動車損害賠償保障法施行令別表第1に掲げる介護を要する後遺障害および別表第2の等級区分第1級の各号に掲げる後遺障害に該当するもの	
2-2等級	自動車損害賠償保障法施行令別表第2の等級区分第2級から第4級までの各号に掲げる後遺障害に該当するもの	80万円
3等級	1年以上の治療を要する傷害で、入院60日を含む実治療日数180日以上のもの	30万円
4等級	6月以上の治療を要する傷害で、入院30日を含む実治療日数90日以上のもの	15万円
5等級	3月以上の治療を要する傷害で、入院7日を含む実治療日数45日以上のもの	8万円
6等級	2月以上の治療を要する傷害で、実治療日数30日以上のもの	7万円
7等級	1月以上の治療を要する傷害で、実治療日数7日以上のもの	5万円
8等級	1週間以上の治療を要する傷害	2万円